

きょうだい同時申込みの取扱いについて

平成30年4月以降の利用申込みにおいて、既に在園しているお子様と利用申込中(申込予定)のお子様を同時期に同じ保育所等に入園希望される場合は、保育所等変更申込書の記入できる組合せは以下のとおりとなりますのでご確認ください。

(例) 兄 : A保育園 在園
弟 : 平成31年4月 利用申込み
兄弟を同時期に同じ保育園に入園希望

● 事例① : 「兄」が通っているA保育園に、「弟」も入園希望する

	兄(A園 在園)	弟
第1希望	※転園申込み不要	A園 ※利用申込み

⇒「弟」がA園に入園できる場合に、利用承認します。

申請書内のきょうだい組合せチェック欄 ⇒ チェック不要

● 事例② : 「弟」の希望できる保育園にあわせて「兄」が通っているA保育園から転園希望する

	兄(A園 在園)	弟
第1希望	B園 ※転園申込み必要	B園
第2希望	C園 ※転園申込み必要	C園

⇒「兄」と「弟」が同時期に同じ保育園へ入園できる場合に限り、利用承認します。

申込書内のきょうだい組合せチェック欄 ⇒ ① 2人同時に同じ保育所等への入園のみを希望する

● 事例③ : 「兄」が通っているA保育園に「弟」も入園希望する一方で、「弟」が入園できる保育園にあわせて「兄」も同じ保育園に転園希望する

	兄(A園 在園)	弟
第1希望	A園 ※転園申込み(在籍園だが記載が)必要	A園
第2希望	B園 ※転園申込み必要	B園
第3希望	C園 ※転園申込み必要	C園

⇒「兄」が在園するA園も含め、「兄」と「弟」が同時に同じ保育園へ入園できる場合に限り、利用承認します。

申込書内のきょうだい組合せチェック欄 ⇒ ① 2人同時に同じ保育所等への入園のみを希望する

※ 事例3では、きょうだいの組合せを、「2人同時に同じ保育所等への入園のみを希望する」にしておりますが、それが難しい場合に同時期であれば別々の保育所等でも入園を希望する等といったようなご希望があるときは、必ず、保育認定課にご相談ください。

上記の事例で、兄弟が逆で、兄が「新規申込み」、弟が「A保育園に在園」の場合でも、上記の事例と同様の対応となります。

問い合わせ先

船橋市役所 こども家庭部 保育入園課
〒273-8501
船橋市湊町2丁目10-25
電話 : 047-436-2330 / FAX : 047-436-2332